

# 高知県立消費生活センター 地域見守り情報



第216号

## 借金をさせる副業や投資の勧誘に注意 —その借金、本当に返せますか？—



©KANAGAWA2013

『「1日15分 スマホで副業」など『簡単に稼げる』というインターネットのサイトや広告を見て、スタートブックの購入の契約をしたところ、更に収益を上げるための高額なサポートを勧められた。その費用は『借金しても収益から払える』と指南されて複数の消費者金融から200万円以上を借金し支払ったけれども、収益が上がらないので解約したい』といった相談が20歳の若い世代を中心に増えています。

契約するために相手から言われるままに多額のお金を借り、中には、スマホを遠隔操作されて短時間のうちに複数のサラ金業者に借入れ申し込んでいた事例もみられます。

- \*簡単に儲かるうまい話はなく、収益から借金を返せる保証はありません。
- \*また、支払ったお金を取り返すのは非常に困難です。
- \*相手の話を慎重に判断し、契約する前に信頼できる人に相談しましょう。

### アドバイス

- 「簡単に稼げる」「儲かる」ことを強調する広告を簡単に信用しないようにしましょう。
- 返せる見込みがないのに多額の借金を抱えることはリスクの高い行為です。「すぐに返済できる」などと言われてもうのみにせず、「借金」してまで契約する必要があるものか、冷静になって考えましょう。
- 勧誘を断る際は「お金がない」ではなく、「いりません」ときっぱり断りましょう。
- 業者に指示されても遠隔操作アプリは安易にインストールしないようにしましょう。
- 遠隔操作等で貸金業者サイトに登録してしまったら、IDやパスワードを変更するなど悪用されないための対策をとりましょう。
- 不安に感じたり、困ったときはすぐに消費生活センターや市町村の窓口（消費者ホットライン「188(いやや)」番で最寄りの消費生活センター等につながります。）に相談してください。